

令和2年第4回定例会
新冠町議会会議録
第1日（令和2年12月15日）

◎議事日程（第1日）

開議宣告

議事日程の報告

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告（町長・教育長）
- 第 5 同意第14号 新冠町監査委員の選任について
- 第 6 同意第15号 新冠町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 7 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めことについて
- 第 8 報告第10号 例月出納検査等の結果報告について
- 第 9 認定第 1号 令和元年度新冠町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第10 認定第 2号 令和元年度新冠町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第11 認定第 3号 令和元年度新冠町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第12 認定第 4号 令和元年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について
- 第13 認定第 5号 令和元年度新冠町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第14 認定第 6号 令和元年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について
- 第15 認定第 7号 令和元年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第16 議案第50号 新冠町議会議員及び新冠町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 第17 議案第51号 新冠町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第18 議案第52号 新冠町乗馬施設条例の一部を改正する条例について
- 第19 議案第53号 町道の路線変更について
- 第20 議案第54号 指定管理者の指定について
- 第21 議案第55号 令和2年度新冠町一般会計補正予算

- 第22 議案第56号 令和2年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算
 第23 議案第57号 令和2年度新冠町下水道事業特別会計補正予算
 第24 議案第58号 令和2年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算
 第25 議案第59号 令和2年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算
 第26 議案第60号 令和2年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算
 第27 議案第61号 令和2年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算
 第28 会議案第14号 特別委員会の設置について
 閉議宣告

◎出席議員（12名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 芳住革二君 | 2番 長浜謙太郎君 |
| 3番 酒井益幸君 | 4番 武田修一君 |
| 5番 但野裕之君 | 6番 竹中進一君 |
| 7番 須崎栄子君 | 8番 氏家良美君 |
| 9番 秋山三津男君 | 10番 中川信幸君 |
| 11番 堤俊昭君 | 12番 荒木正光君 |

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

- | | |
|----------------|-------|
| 町長 | 鳴海修司君 |
| 副町長 | 中村義弘君 |
| 教育長 | 山本政嗣君 |
| 企画課長 | 原田和人君 |
| 町民生活課長 | 坂東桂治君 |
| 保健福祉課長 | 鷹觜寧君 |
| 税務課長 | 佐藤正秀君 |
| 産業課長兼農業委員会事務局長 | 島田和義君 |
| 建設水道課長 | 関口英一君 |
| 会計管理者 | 田村一晃君 |
| 診療所事務長 | 杉山結城君 |
| 特別養護老人ホーム所長 | 山谷貴君 |
| 牧野所長 | 工藤匡君 |
| 管理課長 | 湊昌行君 |
| 社会教育課長 | 新宮信幸君 |
| 総務課総括主幹 | 佐々木京君 |

企画課総括主幹	楫川聡明君
企画課総括主幹	下川広司君
町民生活課総括主幹	竹内修君
保健福祉課総括主幹	八木真樹君
税務課総括主幹	今村力君
産業課総括主幹	三宅範正君
建設水道課総括主幹	磯野貴弘君
管理課総括主幹	小久保卓君
管理課総括主幹	坂元一馬君
社会教育課総括主幹	谷藤聡君
社会教育課総括主幹	曾我和久君

◎議会事務局

議会事務局長	佐渡健能君
議会事務局総括主幹	伊藤美幸君

(午前9時58分 開会)

◎開会宣告

○議長（荒木正光君） 皆さん、おはようございます。ただいまから令和2年第4回新冠町議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（荒木正光君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（荒木正光君） 議事日程を報告いたします。

議事日程は、お手元に配布した印刷物のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（荒木正光君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、6番、竹中進一議員、7番、須崎栄子議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（荒木正光君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月21日までの7日間といたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月21日までの7日間とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。議案等調査のため、12月16日、17日及び12月19日、20日を休会といたしたいと思っております。これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 異議なしと認めます。

よって、12月16日、17日及び12月19日、20日を休会とすることに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（荒木正光君） 日程第3、諸般の報告を行います。

町長から、お手元に配布のとおり議案の提出がありましたので報告いたします。

次に、第3回定例会において可決された意見書は関係機関に提出しており、一部事務組合議会の開催状況、閉会中の諸行事の出席状況及び今定例会の説明員報告については、お

手元に配布のとおりですので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告（町長・教育長）

○議長（荒木正光君） 日程第4、行政報告を行います。

議案の審議に先立ち、町長並びに教育長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 本日、令和2年第4回新冠町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には時節柄何かとご多用の中、ご出席を賜り厚くお礼申し上げます。議長から発言の許可をいただきましたので、令和2年第3回定例会以降の主要な行政の動向について、項目の順に従いご報告申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策につきましてご報告申し上げます。対策本部会議の開催状況についてですが、町ではこれまで報告しておりますとおり、本年2月26日に「新冠町新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置以来、連日定例の本部会議を開催し、感染者の発生と蔓延防止のための情報収集や各種対策を講じてきております。特に、10月には隣接している新ひだか町にある静内高等学校において、関係者25人が感染するクラスターが発生するという、極めて深刻な事態となりましたが、対策本部としては町内から通学する生徒の兄弟等への感染拡大を考慮し、小中学校及び認定こども園の臨時休校を早々に決定し、感染防止に努めたところであります。その後も11月に入り、日高徳洲会病院でのクラスターの発生など、道内はおろか日高管内においても感染が衰える気配がない状況にあります。これから厳冬期を迎え、季節型インフルエンザの流行が本格化していく中であって、新型コロナウイルスとの同時感染に備え、さらなる警戒が必要と考えております。次に、町民へのマスクの配布について報告します。町では新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、わずかばかりではありますが全ての町民の皆さんにマスクを配布させていただいたほか、70歳以上の高齢者や妊産婦、人工透析患者の方、介護施設・社会福祉協議会・委託業者等へも追加配布させていただきました。感染拡大が続く中であって、ソーシャルディスタンスの確保やうがい・手洗いの徹底、密集・密接・密閉の3つの密を避けるなど、いずれも感染拡大防止のため一人一人の取り組みが重要となりますが、まずはマスクの着用が最も身近に取り組める対策であり、効果のあるものとされております。町としても徹底したマスクの着用勧奨のため、今後におきましても入荷状況を見ながらマスクの配布を進めてまいりたいと考えております。また、日常の拭き掃除などに使用できる消毒用の次亜塩素酸水につきましても、町の保健福祉課窓口で配布しておりますのでご利用願います。次に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についてであります。新型コロナウイルス感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響により地域経済や住民生活を支援するため、国から交付された「新型コロナウイルス感染症対応地方

創生臨時交付金」は、8月31日に開催された第3回臨時議会において、予算議決をいただいております。各種事業においては、それぞれ取り進めているところではありますが、町内各事業所における感染症対策の備品購入に対する補助金につきましては、まだ若干の余裕がありますのでお早めにご利用願いますとともに、農林水産業における経営継続支援金につきましては、年明け1月12日から2月26日までの間、申請を受け付けることとしております。現在、事業の進捗状況を見極めながら全体予算の配分を見直し、新たに取るべき感染拡大防止対策などについて事業化の準備を進めており、近日中にご提案いたしたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

次に、JR日高線にかかる取り組みについてご報告申し上げます。町長会議において、JR日高線にかかわる協議を進めておりましたが、去る9月28日に行われた会議で廃線同意に向けての詰めの協議、10月23日には最終確認を行った後、同日日高町でJR北海道の島田社長、管内からは日高町、平取町、新ひだか町、様似町、えりも町、新冠町の各町長及び浦河は町長代理の副町長が出席し、日高線鶴川・様似間鉄道事業廃止に係る同意、覚書締結式が行われてございますので概要を申し上げます。まず、廃止に係る同意書についてですが、JR北海道が鉄道事業法に基づき廃止届を提出すること。また、法令上の廃止日は廃止届出日から1年以上の日と定められておりますが、地域の事情により廃止日を早めることができるため、実際の廃止日を令和3年4月1日までの範囲で繰り上げすることを同意したものでございます。次に、廃止に伴うJR北海道の支援内容などが記された覚書についてですが、1点目、JR北海道から地域への支援金につきましては、廃止後18年間の転換バス費用とまちづくりの観点からの支援として、25億5,500万円を拠出するとなっております。2点目、JR定期券利用者に対して利用条件の変化に伴う緩和を図る措置についてですが、JR定期運賃とバス定期運賃の差額がJR北海道から補償されるもので、高校生の場合今年4月1日現在、高校2年生、3年生の学生は在学期間中、また通勤者は1年間の補償となっております。なお、高校の新1年生の方につきましてはこの制度はあくまで緩和措置という考え方があり、差額補償はされないとのこととあります。3点目、鉄道用地等の処理についてですが、踏切の撤去については順次道路管理者と協議しながら進められること。トンネル、橋梁等については立ち入り禁止など、安全確保措置がされること。鉄道用地等については各自治体との個別協議を行うことなどとなっております。4点目、護岸改修工事についてですが、基本的に護岸改修につきましてはJR北海道から資金を拠出して、北海道において護岸対策が進められますが、情報共有を含め地域関係団体との協議調整など、相互に協力していくこととしてございます。また、護岸用地の最終的な取り扱いや国土保全対策としての取り組みなど、今後の課題につきましては継続的な協議・要望が必要と考えているところでございます。5点目、交通体系についてですが、JR北海道は引き続き地域の交通体系をより良くするため、各地域での取り組み等に参画するとしてございます。以上が、廃線同意に係る概要でございますが、次に廃線後の転換バスの調整状況につきましては、現行の既存バスとJR代行バスの利用状況を踏まえ

た中で利便性も考慮しつつ、持続可能な交通体系を図るという観点の中で、最大の利用者である通学生の利便性向上をはじめ、日常利用の利便性向上、きめ細かなニーズへの対応の検討、長距離苫小牧直行便新設などについて、JR北海道及びバス事業者との協議を重ねておこなって、JR北海道との廃止同意書にございます来年4月1日運行開始に向け、スケジュール的にはかなり厳しい面もございますが、鋭意協議を進めているところであります。今般の鉄道事業廃止同意によりまして、正式に廃線が決定した訳でございますが、顧みますと平成27年1月の低気圧に伴う高波により、厚賀・大狩部間の護岸一部が被害を受け、鶴川・様似間が不通となり、日高町村会ではJR北海道、国土交通省、道内選出国會議員等にJR日高線の早期復旧に関する緊急要望を行ってまいりましたが、復旧には至ることなく約5年10カ月に及ぶ協議の結果、管内7町の最終的な合意として、まことに断腸の思いではありましたが廃止を容認したところであります。これまで日高地域の発展とともに歩み刻んできたJR日高線が、この地域から姿を消すこととなり、鉄道へのさまざまな思いが交錯しているところでございますが、地域住民の足を確保するため将来にわたる持続可能な交通体系の確立に向け、引き続き取り組んでまいり所存でございます。

次に、令和2年度一次産業の概況につきまして、本年11月30日現在の新冠町農協及びひだか漁協取り扱いの販売実績によりご報告申し上げますので、お手元にお配りした資料をご覧ください。なお、農協数値につきましては各市場からの報告に時間を要するなど、11月30日現在での見込みということでご理解願います。初めに、農産部門です。水稻でございますが、本年度の日高地方はおおむね良い天候に恵まれ生育も順調に進んだことから、日高地方の作況指数は108で、作柄は「良」となりました。農協取り扱い数量につきましても販売数量が、前年から50トン増加したことから、販売金額は前年を960万円ほど上回る1億3,127万6,525円となりました。水稻は全量を農協に出荷せず、自家販売を行う農家が多いため出荷数量から反収を把握することができませんが、出荷数量の多さや製品率の高さから当町におきましても作柄が良かったものと推察され、全量が一等米となっております。なお、作付農家数が1戸減少しておりますが、かかる作付地は地域の担い手へ継承されたため作付面積の変動はありません。次に、そ菜でございますが、販売金額の総額は前年を2億7,000万円ほど上回る1億8,985万518円となり、初めて10億円台に達しました。これは、基幹作物でありますピーマンの販売成績が著しい伸びとなり、歴代最高の販売額となる11億1,628万1,157円となったことが要因でございます。本年産のピーマンは作付面積の増加とともに良好な生育状況から反収も増加し、販売数量は前年を171トン上回る2,155トンとなりました。加えて、ピーマンの品質の良さや農協・生産者による積極的な販売促進、さらにコロナ禍における外出自粛に伴い、家庭内消費量が増えたことが販売単価の高騰につながったものと推察しております。次に、畜産部門でございます。2ページをご覧ください。軽種馬生産につきましては、株式会社ノースヒルズの生産馬コントレイル号が、無敗のままクラシック3冠レースを制するなど、本年度におきましても町内生産馬が中央競馬・地方競馬、そして海外の重賞レースで活躍をした1年とな

りました。その一方で、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため2歳馬トレーニングセールの開催が中止されるなど、生産現場にとりましては大きな不安を抱えた1年でもありました。そのような中、北海道市場へ上場された町内生産馬は延べ頭数で401頭、このうち315頭が売却されました。トレーニングセール中止の影響から上場頭数、売却頭数とも減少し、売却額は前年を4,500万円下回る19億5,063万円となりましたが、括弧書きで記載をしております1歳馬だけの成績で比較をいたしますと、売却額は前年を2億132万円上回るなど、売却頭数、売却額を含めたすべての項目が前年を上回る好成績であったと認識してございます。酪農につきましては、大規模農場を中心に搾乳頭数の増頭が進み、乳量が前年よりも490トン増加したことなどから、乳代は9億8,483万9,000円となり、前年から8,643万円の増額となりました。肉用牛につきましては、コロナ禍におけるインバウンド需要や外食需給の低下から市場相場の下落が長期化し、販売額に大きな影響を受けました。黒毛和牛の素牛販売では、売却頭数が前年を35頭上回る865頭となりましたが、売却額の5億6,915万円は前年から8,300万円の減額でございます。また、肥育牛販売では前年より5頭多い119頭を売却しましたが、売却額は1億3,005万3,000円で前年を1,600万円ほど下回りました。交雑種につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。次に、水産部門でございます。3ページをご覧ください。本年4月から11月までの漁獲状況ですが、主要魚種のうち「こんぶ」の漁獲量が前年を上回りましたが、そのほかはいずれも前年を下回る結果となり、キログラム価につきましても前年実績に及ばない魚種が多かったため、漁獲金額の合計は前年を202万円ほど下回る2億3,463万9,852円となりました。このうち、漁獲金額の最も高い「秋さけ」につきましては、道立総合研究機構さけます内水面水産試験場が、本年6月に発表した北海道への来遊予測によりますと、日高沿岸地域には前年を19%ほど上回る予測値が示され、関係者ともども漁獲量の回復を期待していたところでしたが、漁場となる沿岸域の海水温が漁期中盤にまで「秋さけ」が嫌う高めで推移し、沿岸付近に近づきづらい状況が続いたため、低水準であった前年漁獲量をさらに下回り、過去10年で最も低い192トンにまで減少しました。この記録的な不漁は太平洋沿岸の海域に及び市場は、品薄状況から高値での取引が続いたため、キログラム当たり単価は前年実績を282円上回る852円となり、これが漁獲量の落ち込みをカバーし、漁獲金額は1億6,351万459円となりました。また、「こんぶ」につきましては、近年は低調な漁獲が続いていましたが、本年は台風や時化が少なく順調に成長できたことや天候にも恵まれたことから、出漁日数も増え漁獲量は9トンで前年を6トンほど上回り、キログラム当たり単価も好調であったことから、漁獲金額は1,423万6,855円となり、平成27年以来の1,000万円超えとなりました。その他の魚種につきましては、主力の「たこ」を含め、軒並み漁獲量が減少しております。水産業は海水温などの環境変化や天候に左右される業種のため、今後とも安定した漁獲量を目指し、生産基盤の整備や「育てる漁業」に努めてまいりたいと存じます。以上が、本年11月30日現在の一次産業の概況でございます。

次に、町有牧野におけるヨーネ病発生状況につきまして報告いたします。本年6月に開催されました第2回定例会の行政報告において、新たに2頭の患畜があり清浄化に向けた取り組みを進めた旨報告させていただきましたが、7月に採取した糞便培養検査の結果が10月27日に日高家畜保健衛生所から通知があり、さらに1頭の患畜が認められました。ヨーネ病の発生は令和元年10月から合わせて7頭の患畜となり、その都度獣医や家畜保健衛生所の指導を受け清浄化を図っております。現時点における決定的な予防対策が確立されていない中ではありますが、今後も指導機関との連携を図りながら、生産者のみなさんの信頼を回復できるよう牧野運営を進めてまいりますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

次に、新冠町乗馬施設の移転についてご報告申し上げます。北海道高規格幹線道路事業による日高自動車道延伸工事に伴いまして、移転が必要となっております節婦町に位置する新冠町乗馬施設につきまして、移転先である西泊津町有地での施設整備を令和元年度に開始し、今年度において主要施設の整備を終えるところでございます。これまで進めてきました工事概要といたしましてはクラブハウス棟、厩舎棟、屋外職員休憩室棟、屋内覆馬場棟、器具室兼審判室棟などの新築工事のほか、屋外馬場整備及び同整備にかかる照明、牧柵等付帯設備、加えて駐車場整備、看板、トレッキングコースの設置、放牧地に係る草地改良及び牧柵設置工事などで、調査設計業務を含めました事業費の総額は6億300万円余りとなっております。財源といたしましては移転に伴う国からの損失補償費及び元利償還に対し、国の財源充当がある過疎債を活用し、町の財政負担も考慮した中で整備を進めてきたところでございます。今年度の工事完成を見据えた中で、指定管理者の有限会社にいかっぷホロシリ乗馬クラブ側と移転先での乗馬施設のオープン時期や円滑な移行に向け協議を重ねてきたところであり、移転先での業務開始日は令和3年3月1日を目指しております。これに伴い、新冠町乗馬施設条例の改正が必要となりますので、業務開始日と合わせまして施設位置の改正など、今定例会に移転に伴う所要の条例改正を提案することとしておりますので、提案どおりご決定くださいますようお願い申し上げます。乗馬施設の移転先である西泊津地区は、パークゴルフ場の隣接地であることや新冠温泉とも近いこともあり、両施設との相乗効果も期待できるものと考えているところでございます。

次に、国保診療所の発熱者の対応について報告いたします。冬季間を迎えるに当たり、国保診療所では季節性インフルエンザや風邪などの流行期に入り、症状が酷似している新型コロナウイルス感染症の蔓延防止対策のさらなる強化が必要になることから、併設している保健センターに「発熱外来」を設置し、11月10日から運用を開始しております。国保診療所においては、これまでも発熱患者さんと一般患者さんが混在しないよう感染隔離専用室を2室設置し対応しておりましたが、新型コロナウイルス感染症新規陽性者の急速な全国規模の拡大に合わせて、診療所1階健診室を新型コロナウイルス感染症に対応できるよう対策を施した上で発熱外来患者専用室へ用途変更し、来所患者さんの診察や検査などを行ってまいりました。しかしながら、外来診察室に近く診察対応人数も限られること、

所轄保健所から指導があった患者さんの動線の分離や隔離の徹底について、十分に対応するには広さ、構造等、施設的に難しい状況でありました。加えて、冬期間の発熱患者さんは確実に増加が見込まれること、高齢者の利用が多いことなど、地域事情も考慮しなければならないことから、診療所として受け入れ体制を新冠町全体で整える必要性が高いと判断し、新たに保健センターを全面活用し、発熱外来に対応する特別診察室を設置することといたしました。これにより、でき得る範疇の中でこれまで以上に万全な医療体制を整えることが可能となり、診療所に勤務する医師や医療スタッフ、なによりも町民の皆様の安全・安心の確保を図ることにつながるものと考えております。なお、保健センター特別診察室での発熱外来は、感染及び蔓延防止の観点から平日昼間の使用に限定させていただき、完全電話予約制のもと診療所が指定する時間に当番制の発熱担当医師及び看護師がその対応にあたっております。また、旧健診室の発熱外来患者専用室については、引き続き救急搬入患者さんや休日・夜間に来所された発熱患者さんの特別診察専用室として活用しており、両方を有効活用しながら発熱患者さんの受け入れ体制を整えておりますので、気になる症状がございましたらまずは診療所にお電話いただき、受診のご相談をいただきたいと存じます。

最後に、今定例会に提案しております案件ですが、人事案件3件、一般議案5件、令和2年度各会計補正予算7件を提案することといたしております。それぞれ提案する際に具体的にご説明いたしますので、全案件とも提案どおりご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 町長の行政報告が終わりました。

次に、教育長から行政報告を行います。

山本教育長。

○教育長（山本政嗣君） 議長から発言の許可をいただきましたので、第3回定例会以降の教育行政に関し、4点ご報告申し上げます。

初めに、小中学校及び認定こども園の臨時休業について申し上げます。道立静内高等学校における新型コロナウイルス感染症の罹患者発生を受け、当町からも多数の生徒が同校へ通学していることにかんがみまして、10月14日町新型コロナウイルス感染症対策本部において、感染症拡大状況の確認、あわせて集団感染の予防を図るために、小中学校及び認定こども園を臨時休業措置とすることが決定され、同日臨時校長会を開催した上で、10月15日から25日までの11日間の休業措置を決定したところでございます。10月20日の段階におきまして、教育施設への影響が少ないことが確認できましたことから、当初の予定を4日間繰り上げ10月22日からそれぞれの教育活動を再開したものでございます。この結果、休業期間は10月15日から21日までの7日間となっております。休業期間中におきましては随時校長会を開催し、児童生徒の学習への影響と対応を中心に、特に身近で感染症が発生したことへの不安に対する心のケアを最優先に取り組むことなどを確認いたしました。各学校では、学校再開時に学校長から感染症への対応に関するメッセージ

を伝え、それを受け各学級において誰もが感染する可能性があることを話し合うなど、感染症への正しい知識と理解を深める取組みを行った上で、通常の教育活動を再開したところでございます。また、臨時休業により不足いたしました授業日数は5日間でございますが、各学校の授業の進捗状況などを確認しましたところ、3日程度の遅れが生じることから、これを2学期中に解消する必要があると判断いたしまして、冬休み期間を3日間短縮し、授業日数を確保することにしております。一方、認定こども園の対応におきましては、町感染症対策本部会議において小中学校と同様に休園措置が必要であると判断されたことから、10月15日から21日までの期間において休園をいたしました。再開にあたりましては学校同様に、園児の心のケアを最優先に取り組んでいるところでございます。なお、休園期間中のやむを得ない事情による保育要望には個別に対応させていただいたところですが、保護者の皆様のご理解あるご協力により円滑に感染予防対策を講じることができました。今後の状況によりましては、さらなる感染防止対策を講じることも想定されますが、保護者はもとより町民の皆さまには集団感染予防の観点や子どもの健康保持に向けての対応でありますので、特段のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、新冠町小中学校適正規模・適正配置基本計画の策定についてご報告いたします。教育委員会では、町内における少子化傾向の進展に加え、学校施設の老朽化、授業改善に向けた学習環境の整備等、将来を見据えた教育環境の再編整備について方針化した、「新冠町小中学校適正規模・適正配置基本計画」を策定いたしましたので、概要についてご報告申し上げます。本計画は、昨年度に「町立学校あり方検討委員会」から答申をいただいた小中学校の「適正規模のあり方」、「適正配置のあり方」、「施設整備のあり方」、「再編整備に関して必要な事項」の4項目の内容を基本に、各学校の現状と児童生徒数の将来推計や校舎の老朽化などの課題を確認した上で、基本的な考え方を示す「基本方針」とそれを推進するための具体的内容を示す「基本計画」の形式で策定したものでございます。初めに、基本方針におきまして、より良い教育条件、教育環境を整備するため児童生徒数の将来推計を見据えながら、1つには「新冠町が目指す学校教育の姿」、2つ目には「小中学校適正規模・適正配置の基本的な考え方」この2項目を方針化したところでございます。まず、1点目の「新冠町が目指す学校教育の姿」では、教育基本理念である「生きる力を育みふるさと愛を深める新冠の教育」を念頭に置き、子どもたちが未来社会を生き抜く上で必要な資質・能力を確実に身に付け、高めていく活力ある学校を目指すことを方針化いたしました。2点目の「小中学校適正規模・適正配置の基本的な考え方」におきましては、朝日小学校における少人数学級及び新冠小学校における僅少差学級の解消を第一とし、義務教育課程9年間を通じた一貫教育の実現を中心に、新冠中学校をはじめとした学校施設の老朽化に配慮した教育環境の改善を図ることを方針化しております。次に、基本計画におきましては、前段で申し上げました基本方針に基づき、小中学校の適正規模・適正配置を進めるための具体的な「計画の期間」、「対象となる学校」、「計画の具体的内容」、「計画の進め方」この4項目を示させていただいております。まず1点目の「計画の期間」

は、令和3年度から令和12年度までの10年間の計画期間として設定するとともに、2点目の「対象学校」に関しては、町内の小中学校全3校を対象としております。次に、3点目の「計画の具体的内容」では、10年間の計画期間を5年ごとの前期と後期に分け、前期におきましては新冠小学校と朝日小学校を新冠小学校に統合した上で、施設改築の構想に着手すること。また、後期におきましては施設の老朽化状況、財政状況、一貫教育への取り組みなどを考慮し、計画最終年度の完成を目指し新冠中学校の改築計画を進めるとともに、後年次の小学校改築計画を具体化することといたしております。最後に、4点目の「計画の進め方」では、町民の皆様や関係機関の皆様にご理解とご協力をいただくことが肝要でございますことから、当町の教育環境の課題をご理解いただき、本計画の必要性についてご理解いただいた上で計画を推進することとしております。以上が、計画内容の概要であります。教育委員会では、明年から認定こども園を含む保護者をはじめ、町民の皆様の本計画をご説明申し上げ、ご意見等を的確に把握した上でこの基本計画を推進するための詳細計画をお示ししてまいりたいと考えておりますので、詳細計画案がまとまった段階におきまして改めて議会にも協議をさせていただきます。

次に、新冠町教育大綱の策定について申し上げます。教育大綱は教育の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の基本となる方針を定めるものでございまして、当町では平成28年度に総合教育会議において「新冠町総合計画」が示す基本方向に沿った内容で大綱を策定しておりますけれども、この間町長と教育委員会は基本事項を共有し、連携を図りながら各種施策の推進に努めてまいっております。現大綱の期間が本年度で終了となりますことから、本年10月28日開催の総合教育会議におきまして、令和3年度を初年度とする新たな大綱を策定したところでございます。新大綱は計画期間を「第6次新冠町総合計画」と整合性を図るべく令和3年度から令和11年度までの9年間といたしまして、教育を取り巻く環境や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ見直しを図っていくことといたしました。また、計画内容につきましては現大綱を踏襲し、「第6次新冠町総合計画」の基本方向及び「教育行政執行方針」を基本としつつ、新たに「新冠町小中学校適正規模・適正配置基本計画」への取り組みを重点施策に加えたものとしております。引き続き当町の教育基本理念の実現に向けて教育大綱を指針とし、各種施策を展開してまいり所存でございます。

次に、新冠町町外学生等応援給付金の支給結果についてご報告申し上げます。新型コロナウイルス感染症の影響により学校の休業や生活環境の変化など、修学への不安を抱えながら親元を離れ町外に居住している学生等を対象に、その修学に対する応援と経済的負担の軽減を図ることを目的に1人あたり3万円の給付金を支給いたしておりましたが、その結果について報告いたします。本給付金は令和2年6月1日の基準日において、新冠町外で修学している学生で町内に住所を有する学生等または基準日以前に、町内に住所を有する世帯の世帯員として住民登録されていた学生等を対象者とし、本年6月2日から12月1日までの期間で申請を受付けました。対象となります学生等は北海道内のみならず、全

国各地において学業に励んでおりますことから、多くの方に申請をいただくために教育委員会のホームページやフェイスブックをはじめ、新聞折り込み、町政事務委託文書、広報により随時周知を図ってまいりました。加えて、申請のあった方々に同級生やご友人、保護者間のネットワークを通じ、対象者への周知をお願いし申請漏れがないよう努めたところでございます。この結果、151名から申請があり、給付総額は453万円となっております。また、給付金を受けた学生からは新冠町への感謝とふるさとへの想いが込められた複数の礼状が届いているほか、直接お礼に来庁された学生もおり感激を深めたところでございます。現状のコロナ禍は依然として終息が見えない状況ではございますが、新冠町出身の学生の皆さんには、ぜひ前向きな学生生活をおくっていただき、夢を持って大きく社会に羽ばたいていただくことを期待しております。

以上で、第4回定例会における教育行政報告といたします。

○議長（荒木正光君） 教育長の行政報告が終わりました。

◎日程第5 同意第14号

○議長（荒木正光君） 日程第5、同意第14号 新冠町監査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中村副町長。

○副町長（中村義弘君） 同意第14号 新冠町監査委員の選任について提案理由を申し上げます。

監査委員岬長敏さんは、令和3年3月5日をもって任期満了となりますが、後任として引き続き岬さんを選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。岬さんは、浦河赤十字病院退職後の平成25年3月から新冠町監査委員に就任していただいております。この間財務に関する事務の執行及び町の経営に関する事務の管理について、多くの指摘やご指導をいただいております。本町の効率的な行政執行の実現のためにも、これまで積み重ねてきた豊富な経験と知識をあわせ持つ岬さんは、監査委員に適任と判断いたしまして、引き続き監査委員に選任していただきたく、議会に同意を求めようとするものでございます。

以上が、同意第14号 新冠町監査委員の選任についての提案理由でございます。提案どおりご決定くださいますよう、よろしくごお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本件については人事案件でありますので、質疑・討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 異議なしと認めます。

これより、同意第14号 新冠町監査委員の選任についての採決を行います。

お諮りいたします。同意第 14 号は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、同意第 14 号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第 6 同意第 15 号

○議長（荒木正光君） 日程第 6、同意第 15 号 新冠町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中村副町長。

○副町長（中村義弘君） 同意第 15 号 新冠町固定資産評価審査委員会委員の専任について提案理由を申し上げます。

新冠町固定資産評価審査委員会委員であります、字岩清水大宮仙司さんから一身上の都合により、令和 2 年 12 月 31 日付をもって辞職したい旨の申し出がありましたので、下記の者を新冠町固定資産評価審査委員会委員に選任いたしたく、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。遠藤さんは農業経営を行う傍ら誠実な人柄から大富自治会長、新冠町農業青色申告会会長、新冠中学校 P T A 会長、新冠町コミュニティースクールで推進委員会委員、新冠町学校運営協議会委員を務められており、人望も厚く、何事にも公平、公正な判断ができる方であることから、新冠町固定資産評価審査委員会委員として適任と判断し、議会の同意を求めようとするものでございます。

以上が、同意第 15 号 新冠町固定資産評価審査委員会委員の選任についての提案理由でございます。提案どおりご決定下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本件については人事案件でありますので、質疑・討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（荒木正光君） 異議なしと認めます。

これより、同意第 15 号 新冠町固定資産評価審査委員会委員の選任についての採決を行います。

お諮りいたします。同意第 15 号は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、同意第 15 号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第7 諮問第1号

○議長（荒木正光君） 日程第7、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中村副町長。

○副町長（中村義弘君） 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案理由を申し上げます。

下記の者を人権擁護委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。意見を求める方は、新冠町字美宇314番地、牧野里香さんです。昭和44年10月28日生まれ、51歳でございます。令和3年3月31日付をもちまして、任期満了になります。牧野さんを再度推薦いたしたく、提案するものでございます。人権擁護委員の職務は人権思想の啓蒙、宣伝活動や人権擁護運動の推進に協力すること、合わせて人権犯罪事件について救済、調査、情報の収集を行い、適切な措置を講ずることとなっております。委員の任期は3年となっております。今回意見を求めます。牧野さんにつきましては、平成24年から3期8年にわたり人権擁護委員としてご活躍されており、これまで人権擁護委員として培ってきた知識、経験の深く、また社会福祉活動にも熱心に取り組まれてる方で適任と判断し、再任について意見を求めるものでございます。

以上が、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての提案理由でございます。提案どおりご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本件については、人事案件でありますので質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 異議なしと認めます。

これより、諮問第1号について採決を行います。

お諮りします。諮問第1号は、原案を適任とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、諮問第1号は原案を適任とすることに決定いたしました。

◎日程第8 報告第10号

○議長（荒木正光君） 日程第8、報告第10号 例月出納検査等の結果報告についてを議題といたします。

監査委員より例月出納検査等の結果報告がありましたので、質疑を省略し、報告のとおり

り受理することといたしたいと思います。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時 9分

○議長（荒木正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第9 認定第1号ないし日程第15 認定第7号

○議長（荒木正光君） 日程第9、認定第1号 令和元年度新冠町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第10、認定第2号 令和元年度新冠町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第11、認定第3号 令和元年度新冠町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第12、認定第4号 令和元年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について、日程第13、認定第5号 令和元年度新冠町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第14、認定第6号 令和元年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について、日程第15、認定第7号 令和元年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について、以上7件を一括議題といたします。

ただいま、議題となりました各会計決算認定は、9月15日招集の第3回定例会において、令和元年度新冠町一般会計等決算審査特別委員会に付託された議案であります。本件の審査が終わり、お手元に配布のとおり議長に報告書が提出されております。

審査結果について、令和元年度新冠町一般会計等決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

芳住委員長。

○1番（芳住革二君） 令和2年第3回定例会において、本特別委員会に付託された事件の審査の結果を新冠町議会会議規則第77条の規定により、報告いたします。

なお、審査事件、審査の期間、審査の経過はお手元に配付した印刷物のとおりでありますので、報告を省略し、審査の結果及び付した意見を申し上げ報告といたします。本委員会に付託された事件は審査の結果、認定すべきものと決定したが次の意見を付す。令和元年度の経常収支比率は89.3%で、前年度比較3.4ポイントの減となった。これは、普通交付税の増額及び繰出金の減額などが主な要因となっている。しかしながら、前年度において同比率は、6.1%の増であったことを勘案すると、財政状況が好転したと判断することは早急と考える。しかし、自主財源の根幹である町税全体の収納率は前年度比1.3%上昇し、92.8%となった。収納率の上昇は7年連続であり、納税に向けた取組みが継続し、一定の効果を上げているものと思われる。今後は、新型コロナウイルス感染症による地方経済への悪影響が大きな懸念材料であるが、安定的な税収確保のために一層の自主納税促進と滞

納の実態に即した徴収対策を講じることに不断の努力を期待したい。

○議長（荒木正光君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、認定第1号 令和元年度新冠町一般会計歳入歳出決算認定に対し、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。認定第1号について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、認定第1号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号 令和元年度新冠町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定に対し、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。認定第2号について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、認定第2号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号 令和元年度新冠町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定に対し、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。認定第3号について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、認定第3号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号 令和元年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算認定に対し討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。認定第4号について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、認定第4号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号 令和元年度新冠町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に対し、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。認定第5号について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(荒木正光君) 全員挙手であります。

よって、認定第5号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号 令和元年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定歳入歳出決算認定に対し、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。認定第6号について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(荒木正光君) 全員挙手であります。

よって、認定第6号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第7号 令和元年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定に対し討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。認定第7号について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(荒木正光君) 全員挙手であります。

よって、認定7号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎日程第16 議案第50号

○議長(荒木正光君) 日程第16、議案第50号 新冠町議会議員及び新冠町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

坂本総務課長。

○総務課長(坂本隆二君) 議案第50号 新冠町議会議員及び新冠町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

新冠町議会議員及び新冠町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を別紙のとおり定めようとするものであります。お手元に配付しております議案第50号資料により説明をいたしますのでご覧下さい。本来であれば新規制定条例でありますので、前文を朗読し、説明すべきところではありますが、お手元に配付をしております議案第50号資料の逐条解説により説明をさせていただきます。第1条は、趣旨であります。今回の条例制定の背景には地方の選挙、特に町村議会議員選挙において、立候補者が少ないことから定員割れを起こす事態に対処するため、選挙運動に要する費用の一部を町が負担できるよう公職選挙法が改正されたことを受け、条例を制定することとしたものであります。選挙公営の対象といたしますのが、選挙運動用自動車の使用第141条第8項、選挙運動用ビラの

作成第 142 条第 11 項、選挙運動用ポスターの作成第 143 条第 15 項となっております。

第 2 条は、選挙運動用自動車の使用の公費負担についてであります。選挙運動用自動車の使用について選挙運動に使用した日数に応じ、1 日当たり上限額を 6 万 4,500 円とする規定であります。ただし書きにつきましては、今回の公職選挙法の改正から町村議会議員選挙において、供託物制度が導入をされており、15 万円の供託金が規定をされておりますが、供託金が没収される場合については、自動車の使用にかかわる公費負担をしないことを定めたものであります。第 3 条は、選挙運動用自動車の使用の契約締結の届け出についてであります。自動車の使用に関し委員会規則で定める様式により、契約書の写しを届け出してもらうことを想定をしているものであります。第 4 条は、選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払い手続の規定で、第 1 号は一般旅客運送事業者、いわゆるハイヤー方式と呼ばれるもので、1 日当たり 6 万 4,500 円を上限とするもの。第 2 号のアは、レンタルや個人、会社等からの車両の借り上げの場合、1 万 5,800 円を上限とするもの。イは、車両の燃料に係る場合、1 日当たり 7,560 円を上限とするもの。ウは、運転手の雇用の場合、1 日当たりの報酬上限を 1 万 2,500 円とする規定であります。第 5 条は、選挙運動用自動車の使用の契約の指定についてであります。第 4 条に規定する使用区分のうちいずれか 1 つのみが適用されるということで、重複した支給はしないと言うことを規定したものであります。第 6 条は、選挙運動用ビラの作成の公費負担について規定しているもので、ここでも供託金が没収となる場合は公費負担しないことを規定しております。第 7 条は、選挙運動用ビラの作成の契約締結の届け出に関し、委員会規則で定める様式により、契約書の写しを届け出ることを想定しております。第 8 条、選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払い手続に関する規定で、1 枚当たり 7 円 51 銭を上限とし、作成枚数は公職選挙法第 142 条第 1 項第 7 号の規定により、1,600 枚とするものであります。第 9 条は、選挙運動用ポスターの作成の公費負担について規定しているもので、供託金が没収となる場合は公費負担しないことを規定しております。第 10 条、選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届け出についての規定、ビラと同様、委員会規則で様式を定め、契約書の写しを届け出ることを想定しているものであります。第 11 条は、選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払い手続についての規定であります。選挙運動用ポスターの作成に関し、1 枚当たり 525 円 6 銭を上限に、ポスター掲示場の数を常時 31 万 500 円を加えた金額を掲示上数に除した金額を上限単価とする規定となっております。第 12 条は、この条例の運用に関し選挙管理委員会において、規則を定めることを想定しているものであります。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上、議案第 50 号の提案理由を申し上げました。ご審議を賜り提案どおり決定くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第 50 号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

長浜議員。

○2番（長浜謙太郎君） 3点お伺いたします。今回の公費負担ということで交付税措置されるものなののでしょうか。町の持ち出しはないという認識でよろしいのかということが1点目、2点目は町議選挙あるいは町長選挙において、1名オーバーとなって選挙となった場合、そしてその全員がすべてのケースで高い満額の申請を行った場合、その影響額というのがもし試算されているのであれば、どちらかのケースでも構いませんが、金額が幾らぐらいになるのかということ。3点目は、候補者すべてが自動的に対象となるのではなく、あくまでも届け出をした者のみが対象となるという認識でいいのでしょうか。

○議長（荒木正光君） 坂本総務課長。

○総務課長（坂本隆二君） まず1点目の交付税の関係でありますけれども、これまでも公職選挙法に基づいたこの選挙について、地方における場合についてはすべて町費負担ということで財源措置をさせていただいて、ただ地方交付税の単位費用ではなくて、包括算定経費といわれるもの、いわゆる一般的な事務費に相当する部分の中に選挙の費用も含まれてございますけれども、この額についてはどのぐらい入っているのかというのはまったくわからない。入っていても少額であろうというふうに思っております。それから、今回のこの公費負担の最大限ということでありますけれども、議会議員選挙ということで試算をさせていただきますけれども、定数に1名オーバした場合で13名で選挙が行われた場合ということで試算させていただきます。まず、自動車につきましては上限額6万4,500円、この町議会議員選挙の場合の日数は5日間でございますので、一人当たり最大限32万2,500円、これの13人分となりますと419万2,500円、これが自動車の借り上げ分としてかかるものだ。そのほかポスターにつきましては、単価が33万8,352円が最大限となりますので、この13候補者分439万8,576円。それからビラにつきましては、7円51銭かける1,600枚、1万2,016円が最大の単価でございます、13候補者分かけまして15万6,208円と試算をさせていただきます。あわせて874万7,284円、これが13人の立候補者が出た場合の最大限ということで試算をさせていただきますけれども、今回のこの費用のほかにこれまでも職員の人件費、あるいは立会人の報酬、それらを含めて前回の町議選でおおよそ600万ほどかかってございますので、合わせて1,400万円ほどの費用の持ち出したということになろうかなと思っております。また、今回のこの公費負担の考え方でありますけれども、上限額を示しているものでありまして、候補者の方がこれを使用しないということも当然あり得る金などというふうには考えてはございます。

○議長（荒木正光君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 討論を終結いたします。

これより議案第 50 号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第 50 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 17 議案第 51 号

○議長（荒木正光君） 日程第 17、議案第 51 号 新冠町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

鷹嘴保健福祉課長。

○保健福祉課長（鷹嘴寧君） 議案第 51 号 新冠町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

新冠町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めようとするものでございます。改正内容につきましては、改正に伴う改め文及び新旧対照表での説明は省略させていただき、お手元に配布しております議案第 51 号資料により説明させていただきますのでご覧願います。初めに改正の理由ですが、令和 3 年 1 月 1 日施行の個人所得税の見直しにおいて、給与所得控除や公的年金控除から基礎控除へ 10 万円の振替等を行うことにより、国民健康保険税の負担水準に関して意図せざる影響や不利益が生じないよう、被保険者に係る所得等について所要の見直しを行うものでございます。次に、改正の概要でございますが、大きく 2 点ございまして、1 点目は国民健康保険税の減額第 23 条に係るもの、2 点目は年金所得者に係る課税の特例附則第 2 項に係るものでございます。それでは、表により説明いたします。表の上段左から条名、見出し、改正の内容となっております。第 23 条国民健康保険税の減額でございますが、この条文は国民健康保険税の軽減措置を規定するものでございますが、給与・年金所得者が 2 名以上いる世帯では、軽減措置に該当しにくくなることから、判定基準を見直すものでございます。見直しの内容は 7 割、5 割、2 割軽減ともそれぞれ基礎控除額が 33 万円から 43 万円と 10 万円引き上げられることと、給与・年金所得者の 2 人目以降に対して、1 人当たり 10 万円の控除を加える内容の改正となっております。裏面をご覧ください。附則第 2 項「公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例」でございますが、1 点目は、第 23 条一部改正に係る文言整理となりまして、法第 703 条の 5 に規定する総所得金額の次に、及び山林所得額を加える改正でございます。2 点目は、読み替え規定の追加でございます。当該公的年金等の収入金額が 110 万円の 110 万円を 125 万円とする改正でございます。それでは、議案に戻りますので議案書 2 ページをご覧ください。附則でございます。第 1 条、この条例は令和 3 年 1 月 1 日から施行する。第 2 条、この条例に

よる改正後の新冠町国民健康保険税条例の規定は令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税についてはなお従前の例による。

以上が、議案第51号の提案理由でございます。ご審議を賜り、提案のとおりご決定下さいますよう、お願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第51号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 討論を終結いたします。

これより議案第51号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第52号

○議長（荒木正光君） 日程第18、議案第52号 新冠町乗馬施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

原田企画課長。

○企画課長（原田和人君） 議案第52号 新冠町乗馬施設条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

新冠町乗馬施設につきましては、高規格道路延伸に伴う西泊津町有地内への移転工事が進められているところでございまして、主要な工事は元年度、2年度と移転整備工事を実施し、今年度末の移転先での業務開始を目指していたところでございまして、工事の完成を見据えた中で指定管理者でございます、有限会社にいかっぷホロシリ乗馬クラブ側と移転先でのオープン時期や円滑な移行に向けた協議を踏まえまして、移転に伴う所要の改正を提案するものでございます。改正内容につきまして、2ページの新冠町乗馬施設条例の一部を改正する条例新旧対照表で説明させていただきます。条例第2条、位置の部分ですが、改正前字節婦町71番地の11を改正後字西泊津14の2の内、25番地の内、26番地の内、39番地の内、40番地の内、41番地の内、42地の内に改めるものでございます。別表で定めてございます使用料の関係ですが、2のレンタル用具の部分ですがヘルメット、

チャップス等につきまして、現状において町所有のものがないという状態から、料金を定める必要がないため削るものでございます。また、3クラブハウス“せっぷる”についてでございますが、和室、研修室、3ページ目のシャワーに関する料金表を定めておりますが、新施設におきましてはこういったものを設けていなく、規定が不要となるため削るものでございます。1ページに戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は令和3年3月1日から施行するものでございまして、この日を移転先での業務開始日とするものでございます。

以上が、議案第52号 新冠町乗馬施設条例の一部を改正する条例の提案理由でございます。ご審議を賜り、提案どおりご決定下さるよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第52号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 討論を終結いたします。

これより議案第52号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第53号

○議長（荒木正光君） 日程第19、議案第53号 町道の路線変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

関口建設水道長。

○建設水道課長（関口英一君） 議案第53号 町道の路線変更について、提案理由を申し上げます。

道路法第10条第3項の規定に基づき、町道の路線を別紙のとおり変更しようとするものでございます。2ページの路線変更調書をご覧ください。図面番号①、路線番号129、路線名 軽種馬共同育成場線、起点は節婦町284番9、終点は節婦町71番2で変更はございません。総延長は、L=14.8メートルを減じ、L=1,338.2メートルにしようとするものです。次に、3ページの図面をご覧ください。初めに、当該路線の変更場所についてですが、起点側国

道交点から253メートル登った箇所の間で、現在工事が行われております日高自動車道厚賀静内道路事業の稲荷川橋橋台工事の施工に際しまして、町道の一部区間を切り替えて迂回路を設置し、橋梁の工事を進めていくものであります。現段階での事業予定では、令和4年10月ごろまでを予定しているものであります。その間は切り替えた迂回路区間を町道として使用するものであります。起点、終点の変更はありませんが、総延長のみの変更となります。また、橋梁工事とあわせて最終的に事業において、町道の現状への復元改良工事も行われ、その時点で再度町道の路線変更の手続きを取らせていただくことをご理解願います。また、当該路線の町道認定は昭和57年3月18日で、認定延長はL=1,353メートルとしておりましたが、今回の路線変更に伴いL=14.8メートルを減じ、L=1,338.2メートルに変更しようとするものでございます。

以上が、議案第53号の提案理由でございます。ご審議を賜り、提案どおりご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第53号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 討論を終結いたします。

これより議案第53号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第54号

○議長（荒木正光君） 日程第20、議案第54号 指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

山谷特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（山谷貴君） 指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。

次のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項及び新冠町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条の規定により、議会の議決を求

めるものでございます。新冠町デイサービスセンターの管理運営につきましては、平成 21 年度から指定管理者制度を導入し、令和 3 年 3 月 31 日までの 4 期 12 年間社会福祉法人新冠ほくと園を指定管理者に指定し、管理運営しております。今回 5 期目となります令和 3 年度から令和 5 年度までの指定管理者を指定するに当たり、新冠町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、申請資格要件を町内の社会福祉法人として公募をいたしました。その結果、1 法人から申請がございましたので、11 月 24 日新冠町指定管理者選定委員会を開催、申請者へのヒアリングを実施し審査を行いました結果を踏まえ、次の者を新冠町デイサービスセンターの指定管理者として提案するものでございます。1 公の施設の名称 新冠町デイサービスセンター、2 指定管理者となる団体の名称 新冠郡新冠町字節婦町 104 番地、社会福祉法人新冠ほくと園、理事長 湯沼博、3 指定期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 3 年間でございます。

以上が、議案第 54 号の提案理由でございます。ご審議を賜り、提案どおりご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第 54 号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 討論を終結いたします。

これより議案第 54 号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第 54 号は原案のとおり可決されました。

昼食のため暫時休憩をいたします。

休憩 午前 11 時 49 分

再開 午後 12 時 57 分

◎日程第 21 議案第 55 号

○議長（荒木正光君） 日程第 21、議案第 55 号 令和 2 年度新冠町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

坂本総務課長。

(提案理由の説明省略)

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第22 議案第56号及び日程第23 議案第57号

○議長（荒木正光君） 日程第22、議案第56号 令和2年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算、日程第23、議案第57号 令和2年度新冠町下水道事業特別会計補正予算、以上2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

関口建設水道課長。

(提案理由の説明省略)

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第24 議案第58号及び日程第25 議案第59号

○議長（荒木正光君） 日程第24、議案第58号 令和2年度新冠町国民健康保険療特別会計事業勘定補正予算、日程第25、議案第59号 令和2年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算、以上2件を一括議題といたします。

日程第25、議案第59号 令和2年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鷹嘴保健福祉課長。

(提案理由の説明省略)

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第26 議案第60号

○議長（荒木正光君） 日程第26、議案第60号 令和2年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山谷特別養護老人ホーム所長。

(提案理由の説明省略)

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第27 議案第61号

○議長（荒木正光君） 日程第27、議案第61号 令和2年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

杉山診療所事務長。

(提案理由の説明省略)

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第28 会議案第14号

○議長（荒木正光君） 日程第28、会議案第14号 特別委員会の設置についてを議題といたします。

現在、町議会は急速に変化する情報化社会とますます多様化する町民ニーズの中にあつて、その役割は常に変化しています。私たち議会議員は、議員としての責務と役割を見つめ直し、協議検討を繰り返さなければなりません。また、協議検討に当たっては新冠町の独自性を尊重し、時代の風潮に流されないことも大切なことです。このため、新冠町に適した議会のあり方を広く集中的に調査を行うことを目的に、新冠町議会委員会条例第5条第1項及び第2項の規定により、議長を除く議員11名による「新冠町議会あり方協議特別委員会」を設置し、この委員会に「新冠改革に係る諸事項全般についての協議」を付託したいと思ひます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（荒木正光君） 異議なしと認めます。

よつて、新冠町議会議員の定数については、新冠町議会あり方協議特別委員会に付託し、調査することに決定いたしました。

なお、ただいま設置されました新冠町議会あり方協議特別委員会において、正副委員長を互選し、後刻報告願ひます。

◎閉議宣告

○議長（荒木正光君） 以上をもつて本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもつて散会いたします。

ご苦勞さまでございました。

(午後 2時 5分 散会)